令和７年度　　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：富士市消防本部

※　この公表は女性活躍推進法第21条（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）に基づき公表を行う。

１　全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	81.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	女性職員対象者なし
全職員	81.7%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

⑴　役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
部局長・次長相当職	0
課長相当職	0
課長補佐相当職	0
係長相当職	0

⑵　勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	女性職員対象者なし
３１～３５年	女性職員対象者なし
２６～３０年	女性職員対象者なし
２１～２５年	女性職員対象者なし
１６～２０年	99.7%
１１～１５年	93.7%
６～１０年	96.1%
１～５年	95.4%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員の扶養手当と住居手当について、主たる生計維持者や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多いことと、勤続年数が21年以上の女性職員がいないことが、男女の給与の差異の割合に影響を及ぼしている。

女性職員で係長（相当職）以上の職員なし。